

入院患者さんへ

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

(療養病棟入院基本料)：当院の2階病棟では、1日9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)、9人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8：30～17：30 まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、11人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

夕方 17：30～ 1：00 まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、27人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は54人以内です。

深夜 1：00～朝 8：30 まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、27人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は54人以内です。

(療養病棟療養環境加算 1)：長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有しています。病室は、4床以下で、床面積は1人当たり 6.4 m²以上です。病室に隣接する廊下幅は、1.8m以上あり、両側に居室がある廊下は 2.7m以上です。機能訓練室は、40 m²以上の広さがあり、必要な器械・器具を備えています。食堂は、1人当たり 1 m²以上の広さがあります。身体の不自由な患者さんの利用に適した浴室を設置しています。当該病棟の面積は、1人当たり平均で 16 m²以上です。

(入院時食事療養 (I)、入院時生活療養 (I) について)：当院は、医師の発行する食事箋に基づき管理栄養士によって、管理(栄養ならびに患者さんの心身の状態や病状、好みを考慮)された食事を、適時(朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時以降)、適温で提供しています。また、食事療養が必要な方には、治療食をご提供します。

(CT 撮影及び MR 撮影について)：撮影に使用する機器は、16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT です。

(医療情報取得加算)：オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得活用して診療を行います。

(一般名処方加算)：現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。なお、令和 6 年 10 月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）

(診療録管理体制加算 3)

(データ提出加算 1・データ提出加算 3 ロ（医療法上の許可病床数が 200 床未満）)

(外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料 18)

院 長 中村 丘